

上下水道工事業における掘削用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	2~3	推進工事における両発進立坑GL-H=9.3mの立坑内において、底板の掘削作業中にクラムシェルに掘削土をスコップにて直接積込作業をしていた。同時にクラムシェルのオペレーターは合図を受けるため車外に出ており、合図を受けクラムシェルに乗り込み、安全レバーを上げる際、操作レバーに触れ、旋回の誤操作を起こし、本来上に向かっていくはずのバケットが掘削していた作業員に向かって動き、足を挟まれ被災した。	59~9	1
3	14~15	重機・資材置場にて、タイヤショベルのドアを閉めて降りる際に、雨が降っていたので滑ってしまい、後ろ向きに転倒して腰部と右手関節を強打し、痛みとしびれがひどく歩行も困難になった。	68~9	1
4	8~9	資材置場にて、バックホーを使用し水道管を移動させた際に、吊り荷と吊り荷の間に手を巻き込み、右手中指と薬指を損傷した。	72~49	30
5	10~11	自社にて、事務所雨水配管工事に使用する重機をトラックに積載中、重機の運転操作を誤り横転した際に、右足首を捻り負傷した。	26~9	1
7	11~12	重機を使つての作業中、重機を前進させようとしてオペレータが「前進するよ」と声をかけ「はい」と返事をする。（被災者）その合図をもとに重機をゆっくり前進させたらまだ近くにおいて、身体をよけきれずにケガをした。オペレータは左側に穴があった為、そちらに気をとられていた。	41~9	1
		私道（2.0m幅）アスファルト道の水道管理設工事で、重機（0.05?バックホー）を		10

11	9～ 10	使用し掘削中、重機の後方で市道の車両安全確認をしていた際、重機の運転者が、後方の安全確認を怠り、重機を後方に移動してしまい、左足の指4本（親指以外）が、重機の下敷きとなり負傷した。（安全靴不着用）	62 ～ 29
----	----------	--	---------------

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html